

千葉地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税等更正処分取消請求事件

国側当事者・国(市川税務署長)

令和6年2月27日棄却・確定

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	渡邊 寛之
被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	市川税務署長 深山 竜幸
同指定代理人	輿水 将利 小池 裕行 高橋 正樹 石井 貴 神川 雄一

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が令和3年1月24日付けで原告に対してした原告の令和元年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち源泉徴収税額を控除する前の所得税及び復興特別所得税の額48万5281円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 処分行政庁が令和3年1月24日付けで原告に対してした原告の令和2年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち源泉徴収税額を控除する前の所得税及び復興特別所得税の額68万7333円を超える部分並びに同更正処分に伴う過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

原告は、令和2年4月14日、処分行政庁に対し、令和元年分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)について、所得税法79条1項に規定する障害者控除を適用して期限内申告をした(以下「本件令和元年分確定申告」といい、本件令和元年分確定申告に係る申告書を「本件令和元年確定申告書」という。)。また、原告は、令和3年3月13日、処分行政庁に対し、令和2年分の所得税等について、同項に規定する障害者控除を適用して

期限内申告をした（以下「本件令和2年分確定申告」といい、本件令和元年分確定申告と併せて「本件各確定申告」という。また、本件令和2年分確定申告に係る確定申告書を「本件令和2年確定申告書」といい、本件令和元年分確定申告書と併せて「本件各確定申告書」という。）。処分行政庁は、令和3年11月24日付けで、本件各確定申告において障害者控除の適用は認められないとして、令和元年分及び令和2年分（以下、両年分を併せて「本件各年分」という。）の所得税等に係る各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）をした。

本件は、原告が、本件各年分の所得税等に係る本件各確定申告において、原告は、所得税法2条1項28号に規定する障害者に該当するものであり、同法79条1項に規定する障害者控除が適用されるものであって、同控除が適用されないことを前提として処分行政庁がした本件各更正処分等には法の適用を誤る違法があると主張して、処分行政庁が所属する被告に対し、本件各更正処分の一部及び同処分を前提とする本件各賦課決定処分の取消しを求める事案である。

2 関係法令等の定め

別紙「関係法令等の定め」のとおり。

3 前提事実（証拠原因を記載しない事実は当事者間に争いがない。）

（1）原告の身体障害者手帳の取得に至るまでの経緯等

ア 原告は、平成27年11月4日付けで、千葉県知事から、難病の患者に対する医療等に関する法律5条1項に規定する指定難病である「多発性硬化症／視神経脊髄炎」に該当するとして特定医療費の支給決定がされて医療費受給者証の交付を受け、以降も継続して「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けていた（甲1の1ないし9）。

イ A大学病院の乙医師作成に係る令和4年1月20日付け「身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）」には、「原因となった疾病・外傷名」に「視神経脊髄炎」、「疾病・外傷発生年月日」に「2014年12月頃」、身体障害者福祉法15条3項の意見として、障害の程度は身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当し、等級表による個別等級として「体幹」、「5級」との記載がある（甲8）。

ウ 原告は、令和4年3月16日付けで、身体障害者福祉法に基づいて、身体障害者等級表による5級（疾病による体幹の機能の著しい障害）相当にあるとして、身体障害者手帳の交付を受けた（乙1）。

（2）本件各確定申告及び本件各更正処分等

ア 原告は、令和2年4月14日、処分行政庁に対し、令和元年分の所得税等について、所得税法79条1項に規定する障害者控除を適用して期限内申告をした（本件令和元年分確定申告）。

なお、本件令和元年確定申告書には、有効期間を平成31年1月1日から同年12月31日までとする「特定医療費（指定難病）受給者証」の写しが添付されていた（乙2・3枚目）。

イ 原告は、令和3年3月13日、処分行政庁に対し、令和2年分の所得税等について、所得税法79条1項に規定する障害者控除を適用して期限内申告をした（本件令和2年分確定申告）。

ウ 処分行政庁は、令和3年11月24日付けで、本件各確定申告において障害者控除の適用は認められないとして、令和元年分及び令和2年分（本件各年分）の所得税等に係る各更正処分（本件各更正処分）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（本件各賦課決定処分）をした。

本件各更正処分等の内容は、別表1及び2のとおりであり、本件各更正処分により源泉徴収税額を控除する前の所得税及び復興特別所得税の額は、令和元年分が54万0415円（確定申告時は48万5281円）、令和2年分が74万2467円（確定申告時は68万7333円）であり、過少申告加算税の額は、令和元年分及び令和2年分のそれぞれについて5000円である。

エ 原告は、令和4年2月24日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等の取消しを求めて審査請求をした。国税不服審判所長は、同年11月22日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

（3）本件訴えの提起

原告は、令和5年5月29日、本件各更正処分等の取消しを求める本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

4 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件各更正処分等の適法性であり、具体的には、本件各確定申告において障害者控除の適用があるか否かである。争点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

（1）被告の主張

ア 本件各確定申告において障害者控除の適用はないこと

（ア）障害者控除の適用要件

障害者控除は、納税者が特別な事情があるがゆえに、生活上追加的な支出を余儀なくされる場合に、基礎控除や扶養控除といった基礎的人的控除とは別に控除が認められている特別的人的控除といわれている。

しかるところ、所得税法は、所得税法施行令10条1項各号のいずれかに該当する者を障害者と定義した上で、居住者が12月31日の現況においてこの障害者に該当する場合に限り、障害者控除の適用を認めている。この障害者の定義規定は、昭和41年の税制改正前までは、特に「身体」に障害のある者については、障害の状況を具体的に規定してその状況に該当する者をいうと規定されていたが、このような規定は、税務執行面で障害の程度を判定することは困難であることを踏まえ、また、税務執行面における画一的な処理の必要性の観点から、所得税法10条1項1号及び同項6号を除いて、身体障害者手帳の交付を受けているなど、専門的な知識のある機関の認定を受ける者とされた。

こうした障害者控除の趣旨及び改正経緯を踏まえると、障害者控除の対象となる範囲は、所得税法施行令10条1項各号のいずれかに該当する者に限定されていると解するべきである。

（イ）原告は、本件各年分において所得税法上の障害者に該当せず、本件各確定申告において障害者控除の適用を受けることはできないこと

所得税法における「障害者」を規定する所得税法施行令10条1項は、1号ないし7号に掲げる者を障害者として規定するが、本件で問題となるのは身体上の障害であるか

ら、原告が本件各確定申告において身体上の障害がある者として障害者控除の適用を受けるためには、令和元年及び令和2年の各12月31日の現況において、同項3号又は6号に該当する必要がある。

しかるに、原告が身体障害者手帳の交付を受けたのは令和4年3月16日であり、原告は、令和元年及び令和2年の各年12月31日の現況において身体障害者手帳の交付を受けていないから、所得税法施行令10条1項3号に該当しない。

また、原告が令和元年及び令和2年の各年の12月31日の現況において、「常に就床を要し、複雑な介護を要する者」に該当すると認めるに足りないから、同項6号にも該当しない。

したがって、原告は、本件各年分において、所得税法上の障害者に該当しないから、本件各確定申告において障害者控除の適用を受けることはできない。

イ 原告の主張について

(ア) 原告は、後記(2)ア(ア)のとおり、所得税法上の障害者控除の趣旨から、控除対象とすべき納税義務者であることが明らかである者について、身体障害者手帳の交付を受けていないという形式的な理由でもって障害者控除を一切否定することは、税務執行効率化という理由で障害者控除の趣旨を没却するものである旨主張するが、所得税法2条1項28号は、障害者について、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。」と定め、所得税法施行令10条1項が「法第2条第1項第28号(障害者の定義)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする」として、同項各号で「障害者」の範囲を限定しているのであって、同項各号のいずれに該当しない者を「障害者」とみなす法的根拠はない。

また、原告は、後記(2)ア(ウ)のとおり、原告の障害の程度は、罹患当初から身体障害者福祉法別表の5級に相当し、同法15条4項により申請がされれば身体障害者手帳を交付しなければならない程度の障害を有していたから、原告が身体障害者福祉法上の身体障害者として認定を受けて身体障害者の交付申請をしなかったことをもって法的保護に値しないと評価することは、適当ではないとも主張するが、こうした主張は、法的根拠を欠くだけでなく、前記ア(ア)のとおり、昭和41年税制改正前の規定では、税務執行面で障害の程度を判定することは困難であり、税務執行面における画一的な処理の必要性から現行の規定になった趣旨に反するものである。

(イ) 原告は、後記(2)ア(イ)のとおり、基本通達2-38は、身体障害者手帳の交付を受けていない者であっても、一定の限度で所得税法施行令10条1項3号に該当する扱い(運用)を認めており、形式的には法令上の要件を充足していないが実質的な税負担の公平の見地から、要件を緩和したものとみることは可能であって、身体障害者手帳の交付という要件は所得税法上の障害者控除において必要不可欠な要件ではなく、形式的な要件を絶対視することなく納税義務者の個人的特性に応じた個別的救済措置が認められるべきである旨主張する。

基本通達2-38は、身体障害者手帳の交付を受けていない者であっても、同通達(1)及び(2)のいずれの要件をも満たす者に限り、所得税法10条1項3号に掲げる者と取り扱って差し支えない旨定めているが、同通達は、所得税法上の「障害者」は

飽くまで所得税法施行令10条1項各号に掲げる者であることを前提とした上で、身体障害者手帳の交付を受けるための手続をしているなどの努力をしながら時間的制約のために12月31日までにその交付を受けられない者について、同項3号の「身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者」を柔軟に解して取り扱うものであって、そうした事情のない者を含めて納税義務者の個人的特性に応じた個別的救済措置を認めるものではない。

このように、基本通達2-38は、原告の主張を裏付けるものでないが、この点を措くとしても、原告が診断書を取得したのは令和4年1月20日以降であって、本件各確定申告書を提出する時点で基本通達2-38(1)の定める身体障害者手帳の交付を申請中であること、又は身体障害者手帳の交付を受けるために身体障害者福祉法15条1項に規定する所定の医師の診断書を有していることといった要件を満たさないから、基本通達2-38によっても、原告を「障害者」と扱うことはできない。

ウ 本件各更正処分等は適法であること

原告が本件各年分の所得税等を納付すべき税額等は、本件各年分において障害者控除の適用はないことを前提とすると、令和元年分は4万1100円であり、令和2年分の所得税等の還付金の額に相当する額は12万9149円であるところ、当該各金額は、本件各更正処分における納付すべき税額又は還付金の額と同額であるから、本件各更正処分は適法である。

また、本件各更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうち、本件各更正処分前における税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされなかったことについて、国税通則法（以下「通則法」という。令和4年法律第4号による改正前のもの。以下、同じ。）65条4項に規定する「正当な理由」がないから、本件各更正処分に伴って原告に賦課されるべき本件各年分の過少申告税の額は、通則法65条1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する法律（以下「復興財源確保法」という。）24条4項の規定に基づいて、本件各更正処分によりそれぞれ原告が新たに納付すべき税額5万円（ただし、通則法118条3項及び復興財源確保法24条6項の規定に基づいて1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に100分の10の割合を乗じると5000円であり、この額は、いずれも本件各賦課決定処分の過少申告加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分は適法である。

(2) 原告の主張

ア 本件各確定申告において障害者控除の適用があること

(ア) 納税義務者である居住者が障害者控除を受けるためには、その年12月31日現在において「身体に障害がある者で政令で定めるもの」（所得税法2条1項28号）であることが必要であるところ、同号の委任を受けた同法施行令10条1項3号は、「身体障害者福祉法第15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者」であると規定する。

しかるところ、所得税法が障害者控除を認めた趣旨は、心身に障害を抱えている一定の納税義務者について、そのような障害を有していない者に比べて就業や家計の面で社会的、経済的に不利益な立場に置かれることが多いことから、税制面においてかかる負

担を軽減することにある。そして、法の委任を受けた政令が障害者控除の適用を受けるために身体障害者手帳の交付という形式的な要件を求めた趣旨は、国が身体障害者として認定していることの疎明資料の有無を判断基準とすることで、税務執行を画一的、効率的に行うためである。

原告は、平成27年11月4日、千葉県知事から、「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けており、現在まで当該受給者証の更新を受けている障害者総合支援法上の障害者である。当該受給者証の交付を受けるためには、難病指定医が作成した臨床調査個人票（診断書）の提出、指定難病審査会による審査手続が必要とされており、医療関係者を含む第三者の検証を経ていることからすれば、身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害を有するものといえる。

そうとすれば、所得税法の障害者控除の趣旨から控除対象とすべき納税義務者であることが明らかである者について、身体障害者手帳の交付を受けていないという形式的な理由で障害者控除を一切否定することは、税務執行の効率化のために障害者控除の趣旨を没却するもので、本末転倒といわなければならない。

(イ) 基本通達2-38は、身体障害者手帳の交付を受けていない者であっても、一定の限度で所得税法施行令10条1項3号に該当する扱い（運用）を認めているが、これは形式的には法令上の要件を充足していないが、実質的な租税負担の公平の見地から要件を緩和したものとみることは可能である。そうとすれば、身体障害者手帳の交付という要件は、所得税法上の障害者控除の適用において必要不可欠とまではいえず、こうした形式的な要件を絶対視することなく、納税義務者の個人的特性に応じた個別的救済措置が認められてしかるべきであり、基本通達2-38は、障害者控除の対象範囲を形式的に判断しなければならないわけではないことを裏付けるものである。

(ウ) 原告は、遅くとも平成26年12月に指定難病に該当する病気（多発性硬化症及び視神経脊髄炎）に罹患しており、原告の障害の程度は、罹患当初から身体障害者福祉法別表の5級に相当し、同法15条4項により申請がされれば、身体障害者手帳の交付を受けることができ、身体障害者福祉法4条に規定する身体障害者と認定されることは確実であったが、勤務先における評価が下がり不利益な処遇を受けるおそれがあったことから、身体障害者手帳の申請が事実上困難であった。こうした事情に鑑みれば、原告が本件各申告以前に身体障害者福祉法上の身体障害者手帳の交付申請をしなかったことは自己の積極的な意思によるものとし、何らの保護に値しないと評価することは適当ではない。

イ 小括

以上によれば、本件各更正処分等は、総所得金額から障害者控除の適用をすることなく所得税及び復興特別税の額を算出して源泉徴収額との差額をもって納付すべき税額を算定している点で誤りがあるから、本件各更正処分の一部は取り消されるべきであり、また、本件各更正処分を前提とする本件各賦課決定処分も取り消されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件各確定申告における障害者控除の適用の可否について

(1) 所得税法79条1項は、居住者が「障害者」である場合には、その者のその年分の総所得金額から27万円を控除する旨（障害者控除）を規定する。そして、所得税法は、「障害者」

について、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるもの」（所得税法2条1項28号）と規定し、同号の委任を受けた所得税法施行令10条1項は、同項1号ないし7号に掲げる者を所得税法2条1項28号の「障害者」と規定する。

しかして、現行の所得税法施行令10条1項は、昭和41年政令73号により全部改正されたものであるが、同号による改正前の所得税法施行令10条1項は、障害者控除を受けることができる「障害者」について、心神喪失の常況にある者又は児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生相談所若しくは精神衛生鑑定医の判定により中度以上の障害があるとされた精神薄弱者（1号）と規定するほかは、対象者の障害の程度について細かく規定していた（2号以下。なお、別紙の「関係法令の定め」の2（2）参照）ところ、税務執行面でこうした障害の程度を判定することは困難であることに鑑みて、昭和41年政令73号により所得税法施行令10条1項を全部改正し、原則として、身体障害者手帳の交付を受けているなどの専門的知識のある機関において認定を受けている者を「障害者」と規定するに至ったものである。

こうした障害者控除の適用の対象となる「障害者」の定義規定に関する改正経緯に加え、租税の確定及び執行においては画一的な処理が求められていることからすると、居住者が所得税法施行令10条1項各号に規定する「障害者」に当たるか否かについては、その文言どおりに形式的に判断される必要があつて、実質的な面からの解釈は許されないものというべきである。

- (2) これを前提として本件についてみるに、前記前提事実によれば、原告は、平成27年11月4日付けで、千葉県知事から、指定難病である「多発性硬化症／視神経脊髄炎」に該当するとして特定医療費の支給決定がされて「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けており、本件各確定申告時も同受給者証の交付を受けていた（前記前提事実（1）ア）が、身体障害者手帳の交付を受けたのは令和4年3月16日付けであつて（前記前提事実（1）ウ）、本件各確定申告時の令和元年及び令和2年の各12月31日の現況において、身体障害者手帳の交付を受けていなかったから、原告は、所得税法10条1項3号に規定する障害者に該当するものではなく、その他、同項に規定する者にも該当しない。

そうすると、原告は、本件各確定申告時の令和元年及び令和2年の各12月31日の現況において所得税法10条1項に規定する「障害者」に該当しないから、本件各確定申告において、所得税法79条1項に規定する障害者控除の適用を受けることはできない。

2 原告の主張について

- (1) 原告は、前記第2の4（2）ア（ア）のとおり、原告は、難病指定医が作成した臨床調査個人票（診断書）の提出、指定難病審査会による審査手続を経て、「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けていることから、身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害を有するものであり、身体障害者手帳の交付を受けていないからといって、形式的な理由で「障害者」に該当しないとすることは、障害者控除の趣旨を没却する旨主張する。

障害者控除の規定は、障害者が、通常の者と比較して、生活上追加的経費が必要であるという考慮から設けられたものであることは、原告が指摘するとおりであるけれども、原告が障害者控除を受けるためには、「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けるだけでは足りず、所得税法上、身体障害者手帳の交付を受けることがその要件となっていることは

前記1のとおりである。原告の上記主張は、所得税法施行令10条1項3号に規定する、身体障害者手帳の交付を受けているという要件について実質的に解釈し、「特定医療費（指定難病）受給者証」を受けていることから、同号に規定する障害者に該当するというものであるが、前示のとおり、居住者が所得税法施行令10条1項各号に規定する「障害者」に当たるか否かについては、その文言どおりに形式的に判断されるべきであって、実質的な面からの解釈は許されないというべきであるから、原告の主張は理由がない。

なお、原告は、前記第2の4（2）ア（ウ）のとおり、原告の障害の程度は、罹患当初から身体障害者福祉法別表の5級に相当するものであり、同法に基づいて申請すれば、身体障害者手帳の交付を受け、同法4に規定する身体障害者と認定されるのは確実であったが、勤務先で不利益な処遇を受けるおそれから申請が困難であったなどと主張するけれども、この主張も、つまるところ、所得税法10条1項各号に規定する「障害者」の該当性を実質的な面から解釈して、同項3号に規定する者に原告が該当するというものであって、当裁判所の見解と相いれないものである。

(2) 原告は、前記第2の4（2）ア（イ）のとおり、基本通達2-38は、身体障害者手帳の交付を受けていない者であっても、一定の限度で所得税法10条1項3号に該当する扱いをしていることから、障害者控除の適用において身体障害者手帳の交付は必要不可欠なものではないなどと主張する。

基本通達2-38（以下は身体障害者手帳の交付に関する部分に限る。）は、所得税法施行令10条1項3号の適用において、身体障害者手帳の交付を受けていない者であっても、①その年分の確定申告を提出する時において、身体障害者手帳の交付を申請中であること、又は、身体障害者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法15条1項に規定する医師の診断書を有していること、②その年12月31日その他障害者であるかどうかを判定すべき時の現況において、明らかに身体障害者手帳に記載され、又はその交付を受けられる程度の障害があると認められる者であることの各要件のいずれにも該当する者については、所得税法10条1項3号に該当する者と扱って差し支えないものとするものである。

同通達は、「形式的な判定を貫くと、例えば、年末近くになって作業中片腕を切断したような者で事実上身体障害者手帳の交付を受ける時間的余裕がないものであっても、その者が現に身体障害者手帳に身体上の障害があるとして記載されていない以上は、その年分は障害者に該当しないこととなるなど、実情に即さない事態が生ずることから、緩和的扱いが定められたものである。」（「コンメンタール所得税法電子書籍版」（武田昌輔編著）（乙5））との文献があるように、障害者控除の対象となる「障害者」については、原則として形式的に判断されるが、障害者控除の適用の前提となる「障害者」の該当性の時的基準（各年の12月31日）に極めて近接した時点で重篤な障害を負ったが身体障害者手帳の交付を申請しても間に合わないといった場合について、救済的措置として、前記①及び②の各要件に適合するときに限り、その居住者を所得税法施行令10条1項3号に規定する「障害者」に該当するものとして扱うこととしたものと解される。こうした取扱いは、形式的に判断される障害者の判定を実質的に緩和するものではあるが、前記①と②の各要件の該当性を要求しているように、飽くまで形式的に判断される障害者の判断についての例外的な救済措置であって、所得税法10条1項3号の該当性を実質的に解釈することを許容することの論拠となるものではない。

なお、原告は、本件各確定申告書の提出時点において、身体障害者手帳の交付を申請中であり、又は身体障害者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法15条1項に規定する医師の診断書を有していないことは明らかであるから、通達2-38に規定する要件に適合しない。

(3) 以上によれば、本件各確定申告において障害者控除が適用される旨の原告の主張は理由がない。

3 本件各更正処分等の適法性について

前記1のとおり、原告は、本件各確定申告時の令和元年及び令和2年の各12月31日の現況において所得税法10条1項に規定する「障害者」に該当しないから、本件各確定申告において、所得税法79条1項に規定する障害者控除の適用を受けることはできない。

原告は、本件各確定申告書において、障害者控除の適用があることを前提として、総所得金額から障害者控除の額(27万円)を控除して本件各確定申告をしたところ、処分行政庁は、障害者控除の適用がないことを前提として課税される所得金額を算定し(別表1の⑥、別表2の⑧)、その上でそれぞれ所得税及び復興特別所得税の額(ただし、源泉徴収税額を控除する前のもの。別表1の⑩、別表2の⑰)を算定して本件各更正処分をしたものであるから、本件各更正処分は適法であり、また、本件各更正処分(増額更正)を前提とする本件各賦課決定処分も適法である。

4 結論

以上によれば、本件各更正処分等は適法であって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

千葉地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 岡山 忠広

裁判官 中畑 洋輔

裁判官 蟻塚 真

関係法令等の定め

1 所得税法

(定義)

2条1項 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号～27号まで (略)

28号 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

29号以下 (略)

79条1項 居住者が障害者である場合には、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十七万円（その者が特別障害者である場合には、四十万円）を控除する。

2項、3項 (略)

4項 前3項の規定による控除は、障害者控除という。

85条1項¹ 79条1項（障害者控除）又は80条から82条まで（寡婦控除等）の場合において、居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（その者がその年の中途において死亡し、又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時。以下この条において同じ。）の現況による。ただし、その居住者の子はその当時既に死亡している場合におけるその子がその居住者の2条1項31号イ（定義）に規定する政令で定める子に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による。

2項以下 (略)

1. ただし、令和元年分については、令和2年法律第8号による改正前のもの

2 所得税法施行令

(1) 昭和41年政令73号による全部改正（その後の改正を含む。）後の所得税法施行令10条

1項 法2条1項28号（障害者の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

1号 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）9条6項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所をいう。次項1号及び31条の2第14号（障害者等の範囲）において同じ。）、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）6条1項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センターをいう。次項1号において同じ。）若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者

2号 前号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条2項（精神障害者保健福祉手帳の交付）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

3号 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）15条4項（身体障害者手帳の交付）の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

4号 前3号に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）4条（戦傷病者手帳の交付）の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

5号 前2号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）11条1項（認定）の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

6号 前各号に掲げる者のほか、常に就床を要し、複雑な介護を要する者

7号 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が1号又は3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所に老人福祉法（昭和38年法律第133号）5条の4第2項各号（福祉の措置の実施者）に掲げる業務を行っている場合には、当該福祉に関する事務所の長。次項第六号において「市町村長等」という。）の認定を受けている者

2項（略）

(2) 昭和41年政令73号による改正前の所得税法施行令10条

1項 法2条1項30号（障害者の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

1号 心神喪失の常況にある者又は児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生相談所若しくは精神衛生鑑定医の判定により中度以上の障害があるとされた精神薄弱者

2号 両眼の視力を全く喪失した者又は両眼の視力（万国式試視力表により測定したものをいい、屈伸異常のある者については矯正視力についてその測定したものをいう。）が0.06以下である者

3号 両耳の聴力を全く喪失した者又は両耳の聴力が耳介を近接しなければ普通の話声を了解することができない者

4号 平衡機能の障害により職業能力が著しく阻害されている者

5号 言語機能若しくは音声機能を全く喪失した者又はこれらの機能の障害により職業能力が著しく阻害されている者

6号 両下肢を足指の中関節以上で喪失し、又は両下肢の足指の機能を全く喪失した者

7号 一上肢若しくは一下肢の機能を全く喪失した者又はその機能の障害により職業能力が著しく阻害されている者

8号 上肢を手指の中関節以上で喪失し、若しくは一下肢を下たい部の下3分の1以上喪失した者又は一下肢が他の下肢と比較して10cm以上若しくは10分の1以上短い者

9号 次に掲げる手指を喪失し、若しくはその機能を全く喪失した者又はその機能の障害により職業能力が著しく阻害されている者

イ 一手のおや指及びひとさし指

ロ 一手のおや指又はひとさし指を含めた三指

ハ 両手のおや指

10号 せき柱、胸かく、骨盤、軟部組織の高度の障害、変形等により職業能力が著しく阻害されている者

11号 半身不ずいにより職業能力が著しく阻害されている者

12号 2号から前号までに該当する者以外の者で、これらの号に規定する障害に類する障害があり、かつ、その障害の程度がこれらの号に規定する障害の程度以上であるもの

13号 常に就床を要し、複雑な介護を要する者

2項 前項各号に規定する障害には、老衰による障害を含まないものとし、その障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限るものとする。

3 所得税基本通達

昭和45年7月1日付け直審(所)30例規「所得税基本通達の制定について」

2-38

身体障害者手帳の交付を受けていない者又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者であっても、次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、令第10条1項3号又は4号(障害者及び特別障害者の範囲)に掲げる者に該当するものとして差し支えない。この場合において、その障害の程度が明らかに同条2項3号又は4号に規定する障害の程度であると認められる者は、法2条1項29号に掲げる特別障害者に該当するものとして差し支えない。

6
5
(1) その年分の法112条1項（予定納税額の減額の承認の申請手続）に規定する申請書、確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書、退職所得の受給に関する申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する時において、これらの手帳の交付を申請中であること、又はこれらの手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法15条1項（身体障害者手帳）若しくは戦傷病者特別援護法施行規則1条4号（手帳の交付の請求）に規定する医師の診断書を有していること。

10
(2) その年12月31日その他障害者であるかどうかを判定すべき時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載され、又はその交付を受けられる程度の障害があると認められる者であること。

4 身体障害者福祉法

15
4条1項 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

20
15条1項 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法27条1項3号又は27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。

2項、3項 （略）

25
4項 都道府県知事は、1項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

5項以下 （略）

5 難病の患者に対する医療等に関する法律

5条1項 都道府県は、支給認定（7条1項に規定する支給認定をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けた指定難病（難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。以下同じ。）の患者が、支給認定の有効期間（9条に規定する支給認定の有効期間をいう。7条4項において同じ。）内において、特定医療（支給認定を受けた指定難病の患者に対し、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）が行う医療であって、厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）のうち、同条3項の規定により定められた指定医療機関から受けるものであって当該支給認定に係る指定難病に係るもの（以下「指定特定医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、当該指定特定医療に要した費用について、特定医療費を支給する。

2項以下 （略）

以上

別表1 課税処分等の経緯(令和1年分)

(単位:円)

区 分		確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
		令和2年4月14日	令和3年11月24日	令和4年2月24日	令和4年11月22日
総所得金額 (②+③)	①	6,458,263	6,458,263	全 部 の 取 消 し	棄 却
内 訳	不動産所得の金額	283,280	283,280		
	給与所得の金額	6,174,983	6,174,983		
所得控除の額の合計額 (⑤+⑥)		1,943,481	1,673,481		
内 訳	障害者控除の額	270,000	0		
	障害者控除以外の 所得控除の合計額	1,673,481	1,673,481		
課税される所得金額 (①-④)		4,514,000	4,784,000		
⑦に対する税額		475,300	529,300		
復興特別所得税額 (⑧×2.1%)		9,981	11,115		
所得税及び復興特別 所得税の額 (⑧+⑨)		485,281	540,415		
源泉徴収税額		499,300	499,300		
納付すべき税額 (⑩-⑪)		△14,019	41,100		
過少申告加算税の額			5,000		

- (注) 1 ⑦欄の金額は、1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。
 2 ⑫欄の△印は、還付金の額に相当する税額であることを表す。
 3 ⑫欄の金額は、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である(還付金の場合を除く。)

別表2 課税処分等の経緯(令和2年分)

(単位:円)

区 分		確定申告	更正処分等	審査請求	裁決		
		令和3年3月13日	令和3年11月24日	令和4年2月24日	令和4年11月22日		
総所得金額 (②+③+④)	①	6,643,387	6,643,387	全 部 の 取 消 し	棄 却		
内 訳	不動産所得の金額	②	124,800			124,800	
	配当所得の金額	③	148,047			148,047	
	給与所得の金額	④	6,370,540			6,370,540	
上場株式等の譲渡 所得の金額	⑤	1,906,626	1,906,626				
所得控除の額の合計額 (⑦+⑧)	⑥	2,495,290	2,225,290				
内 訳	障害者控除の額	⑦	270,000			0	
	障害者控除以外の 所得控除の合計額	⑧	2,225,290			2,225,290	
課税される 所得金額	⑨対応分	⑨	4,148,000			4,418,000	
	⑩対応分	⑩	1,906,000			1,906,000	
算出税額	⑨対応分	⑪	402,100			456,100	
	⑩対応分	⑫	285,900			285,900	
算出税額の合計額 (⑪+⑫)	⑬	688,000	742,000				
配当控除額	⑭	14,804	14,804				
差引所得税額 (⑬-⑭)	⑮	673,196	727,196				
復興特別所得税額 (⑮×2.1%)	⑯	14,137	15,271				
所得税及び復興特別 所得税の額 (⑮+⑯)	⑰	687,333	742,467				
源泉徴収税額	⑱	871,616	871,616				
納付すべき税額 (⑰-⑱)	⑲	△ 184,283	△ 129,149				
過少申告加算税の額	⑳		5,000				

(注) 1 ⑨及び⑩欄の金額は、1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。
 2 ⑱欄の△印は、還付金の額に相当する税額であることを表す。